

新旧対照表

(別紙 5 - 7)

【税関様式関係通達 (昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">異議申立書 (C-7000)</p> <p>「異議申立人」の項には、関税法又はその他関税に関する法律及びとん税又は特別とん税の規定による税関長 (税関職員) の処分の対象となった者を記載し、<u>異議申立人が、法人、法人でない社団又は財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申立てをするとき、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を「異議申立人」の項の下の箇所等に記載するとともに、これらの代表者、管理人、総代又は代理人の資格を証明する書面を添付する。</u></p> <p>なお、<u>異議申立人 (異議申立人が法人、法人でない社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって異議申立てをするときは代理人) が押印する。</u></p> <p>「異議申立てに係る処分」の項には、異議申立ての対象となる処分の内容を記載する。</p> <p>「異議申立ての趣旨」の項には、その請求 (申立て) の結論を簡潔に記載し、「理由」は趣旨を裏付ける証拠を記載する。</p> <p>「税関の教示の有無、内容」の項には、処分庁である税関がその処分をした際に不服申立てができる旨の教示をしたかどうか、又は教示をした場合は、どのような教示があつたかを記載する。</p> <p>○ とん税及び特別とん税の規定に基づく場合は、「関税法第 89 条第 1 項」を「とん税法第 11 条及び特別とん税法第 6 条」に訂正して使用する。</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">異議申立書 (C-7000)</p> <p>「異議申立人」の項には、関税法又はその他関税に関する法律及びとん税又は特別とん税の規定による税関長 (税関職員) の処分の対象となった者を記載する。<u>なお、法人、法人でない社団又は財団及び多数人が共同で又は代理人により異議申立てする場合には、これらの代表者、管理者、総代又は代理人の資格を証明する書面を添付する。</u></p> <p>「異議申立てに係る処分」の項には、異議申立ての対象となる処分の内容を記載する。</p> <p>「異議申立ての趣旨」の項には、その請求 (申立て) の結論を簡潔に記載し、「理由」は趣旨を裏付ける証拠を記載する。</p> <p>「税関の教示の有無、内容」の項には、処分庁である税関がその処分をした際に不服申立てができる旨の教示をしたかどうか、又は教示をした場合は、どのような教示があつたかを記載する。</p> <p>○ とん税及び特別とん税の規定に基づく場合は、「関税法第 89 条第 1 項」を「とん税法第 11 条及び特別とん税法第 6 条」に訂正して使用する。</p>